

## 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

令和2年12月4日  
健康対策課  
医務課  
薬務課  
医療介護人材課  
地域福祉課

### 1 広島県の状況

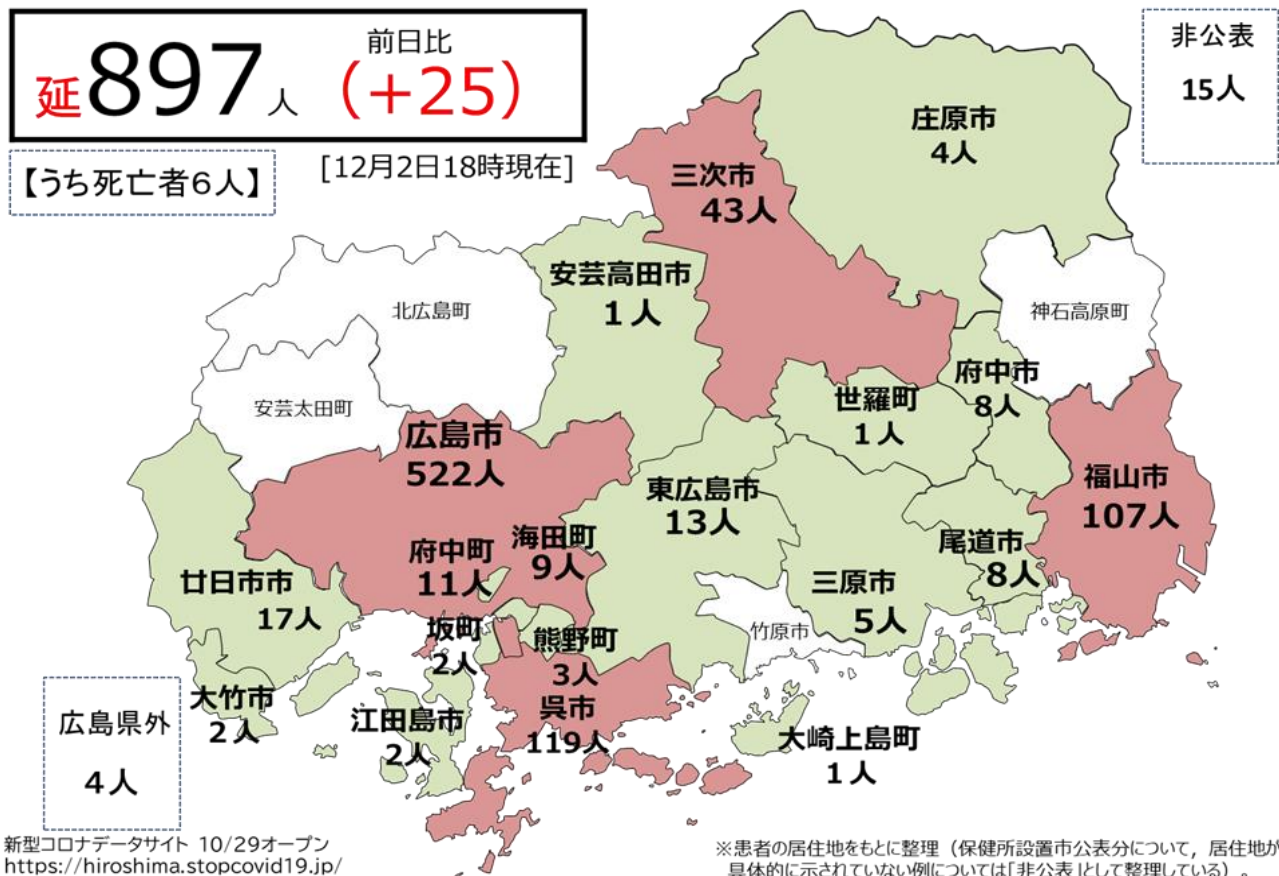
(1) 本県の感染者数は延べ897人であり、中国・四国地方で最も多くなっている。

11月以降感染者が増加しており、病床使用率の増加、クラスターの発生等を踏まえ、県内の感染状況はステージⅡに移行したと判断している。行動制限を伴うステージⅢに移行しないよう、県民が日常生活の続けられる状態を保ちながら、感染拡大防止に努める。

(2) 12月2日時点の患者数は124名であり、直ちに医療状況等がひっ迫する恐れは少ないが、引き続き、積極ガード宣言の推進や積極的疫学調査などにより、これ以上の感染拡大を抑える必要がある。

(図1)

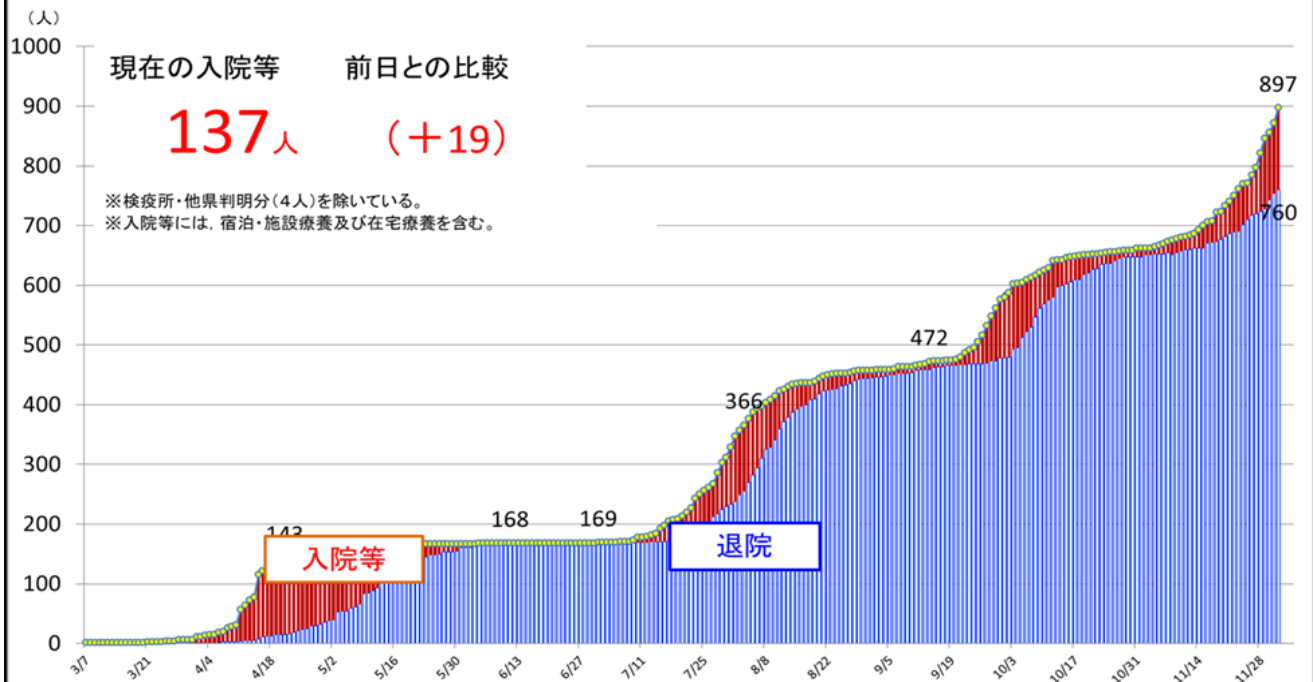
### 新型コロナウイルス感染症患者の状況（広島県発表分）



(図2)

12月2日18時整理

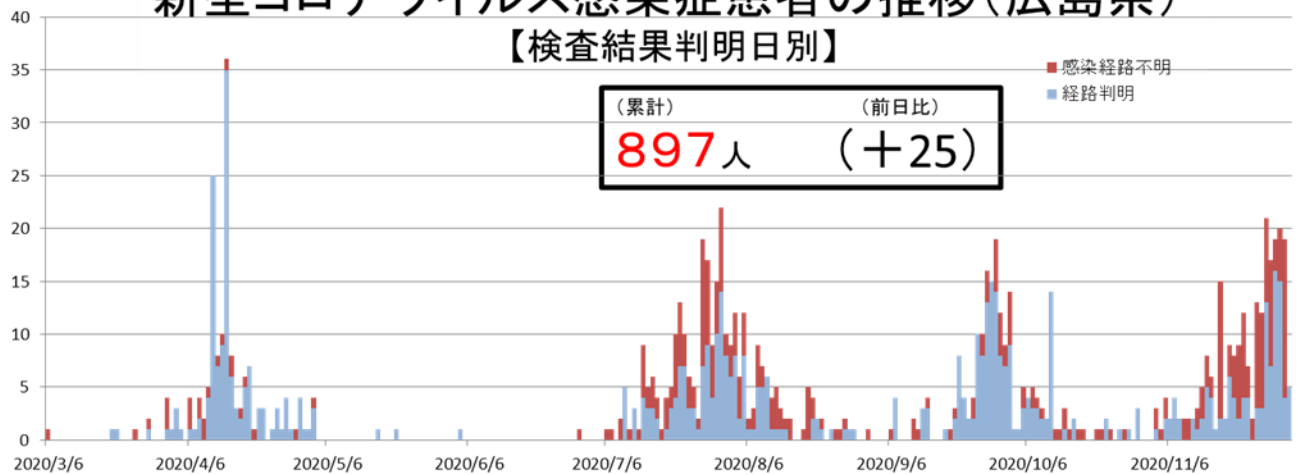
# 新型コロナウイルス感染症患者の推移(広島県) 【入院等と退院の状況】



(図3)

12月2日18時整理

# 新型コロナウイルス感染症患者の推移(広島県) 【検査結果判明日別】



- 4/10 県週末外出自粛要請
- 4/13 県感染拡大警戒宣言
- 4/16 国緊急事態宣言
- 4/18 県緊急事態措置宣言
- 5/14 国緊急事態宣言を39県解除
- 5/15 県緊急事態措置宣言を解除
- 5/25 国緊急事態宣言を全国解除
- 6/19 国移動自粛を全面解除

新型コロナデータサイト 10/29オープン  
<https://hiroshima.stopcovid19.jp/>



## 2 医療・療養体制の確保

### (1) 入院病床の確保（4月14日～）

患者が発生した際の入院先の選定や搬送の調整を行うため、広島県新型コロナウイルス感染症患者トリアージセンターを開設している。

あわせて、感染拡大の状況（フェーズ）に応じた病床の確保目標を設定し、病床を整備している。現在は患者数の増加を踏まえ、フェーズ1の体制をとっている。

病床確保・利用状況

(12月2日現在)

入院者数	確保病床数	空床率
100人	287床	65.2%

### (2) 宿泊療養施設の整備（4月21日～）

軽症者の宿泊療養施設を1施設開設し、受入れを行っている。

また、目標としている700室の確保の目途はついている。

宿泊療養施設利用状況

(12月2日現在)

入所者数	確保室数	空室率
24人	150室	84.0%

### (3) 軽症者等の搬送体制の整備（5月1日～）

民間の患者等搬送事業者の協力により、医療機関から宿泊療養施設等への患者搬送を実施したが、6月5日からは、搬送車両として県保健所等にCX-8を導入している。

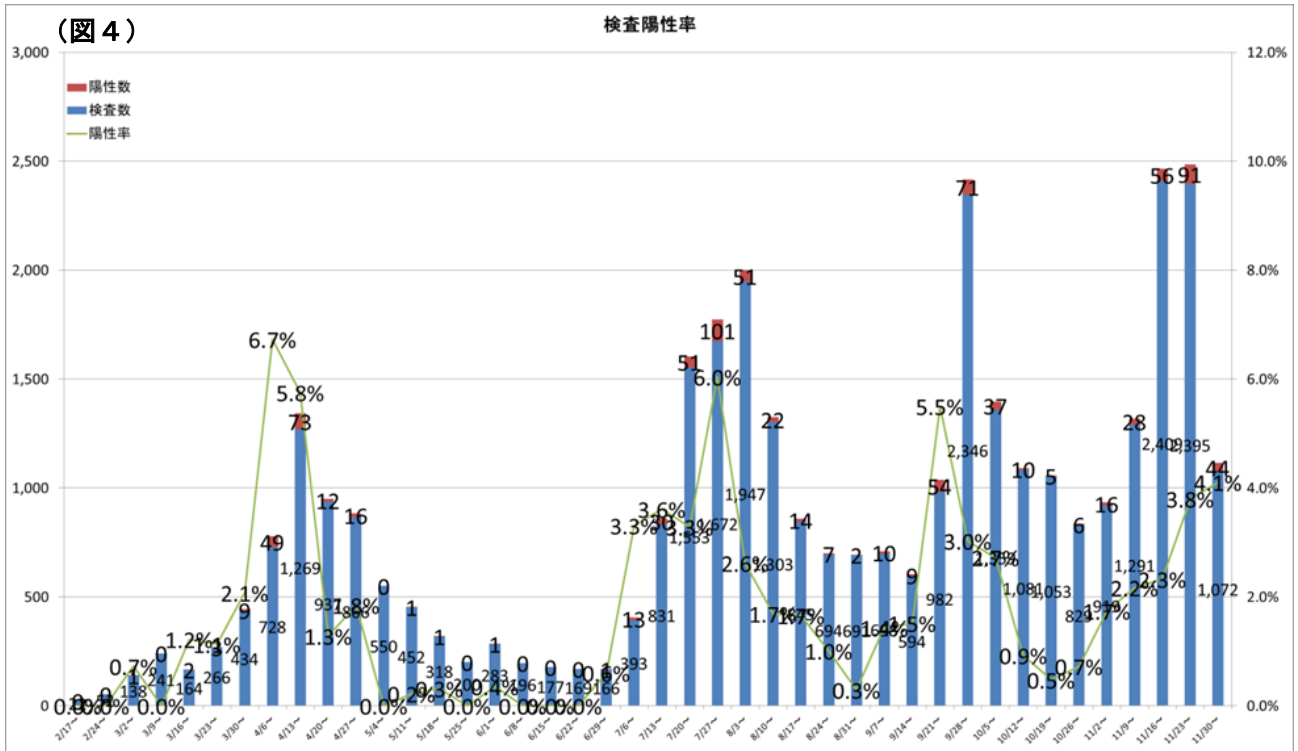
## 3 PCR検査の実施体制

### (1) PCR検査状況（1月30日～12月1日）

陽性件数（A）	検査件数（B）	陽性率（A） / （B）
897件	35,884件	2.5%

(2) 陽性率（週平均）

ピーク時は6.7%（4/6～4/12）であり、直近は上昇傾向である（11/23～11/29 3.8%）。



4 医療資材の確保・供給体制

感染防止対策に必要な医療資材については、各事業者が自ら確保することが原則であるが、感染症が蔓延した時期において、市場での流通がひっ迫したため、県が医療体制の維持を目的として、備蓄や購入品、国からの供給スキームを活用して指定医療機関等を中心に配付してきた。

(1) 資材の配付状況

(12月1日現在)

配付先	マスク	N95 マスク	ガウン	フェイスシールド	使い捨て手袋
感染症指定医療機関等	248 万枚	33 万枚	120 万枚	39 万枚	393 万枚
一般医療機関	298 万枚	17 万枚	35 万枚	8.5 万枚	397 万枚
歯科，薬局， 軽症者療養施設 等	234 万枚	7.5 千枚	28 万枚	3.2 万枚	78 万枚
社会福祉施設等	159 万枚	-	17 万枚	8.2 万枚	37 万枚

(2) 現在の在庫状況

(11月30日現在)

品目	マスク	N95 マスク	ガウン	フェイスシールド	手指消毒薬	手袋
在庫数	610 万枚	10 万枚	61 万枚	11.8 万枚	0.4 万 L	1,600 万枚

## 5 今後の取組

### (1) PCR検査体制の拡充

現在は県内で1日2,400件程度実施できる体制であり、検査可能な医療機関に対し機器等の導入を支援することにより年度内に3,400件程度の受け皿を確保する。

更に県外を含めた民間検査機関の活用も視野に入れた検査体制の拡充を図る。

### (2) 医療体制の充実・強化

更なる病床確保に向けて、配慮を要する患者のための受入医療機関の確保のため、関係医療機関と調整を進めている。

区分	内容
周産期医療	感染症の重症度及び妊娠時期により、受入医療機関を定めたフローを策定しており、受入医療機関での受入準備を整えている。
小児医療	感染症の重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローを策定しており、受入医療機関での受入準備を整えている。
救急医療	感染が疑われる患者がたらい回しされることのないよう、輪番病院等での受け入れが難しい場合の受入先となる医療機関を定めている。 引き続き、各圏域における受入体制の強化を図る。
透析医療	感染症の重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローを策定しており、受入医療機関での受入準備を整えている。
精神医療	精神疾患及び感染症の重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローを策定しており、各医療機関と個別に調整を実施している。
神経・筋疾患	神経・筋疾患の状況及び感染症の重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローを策定しており、受入医療機関での受入準備を整えている。

### (3) 社会福祉施設等における感染症対策の支援

施設の関係者等が正しく理解し、適切な感染症対策を実施できるよう、各種研修会を開催するとともに、研修の動画等を県ホームページに掲載し、第1波を踏まえて準備している。

開催日等	内容
4月8日	社会福祉施設等における感染防止対策動画のWEB配信【入所】
5月8日	社会福祉施設等における感染防止対策動画のWEB配信【通所】
5月23日	社会福祉施設等の感染症対策責任者に対する研修会【責任者】
7月5日	DMA T・DPA T等感染症対応研修会【医療機関】
7月14日	介護を止めないことを目的として市町会議を開催【サービス調整】
8月4日	社会福祉施設等の施設長に対する研修会【管理者】
8月24日	DMA T・DPA T等感染症対応研修会【医療機関】
10月26, 27日	社会福祉施設等の応援派遣職員に対する研修会【応援職員】

### (4) こころの健康対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、ストレスや不安を感じる県民への心のケアを行うため、「広島県こころの悩み相談【コロナ関連】」（電話相談・SNS相談）を5月25日より開設した。

(10月末現在の相談件数 474件：SNS 258件、電話 216件)

### (5) 宿泊療養施設の運用

患者の動向を注視しながら、新たな宿泊療養施設の運用開始や運営方法等について、確保済み施設、市町、医療機関等と調整行うなど、計画的に準備を進める。

**(6) 医療資材の安定的確保・供給**

医療機関等で資材がひっ迫したときに供給できるようことが必要であり、県の備蓄量は、資材の供給不足が生じた際に、国からの供給が開始された期間を踏まえ、必要資材のピーク時の使用量の2か月分とし、事業者と県で各1か月分（事業者は在庫の積み増し）ずつを備蓄する。

さらに、流通備蓄の確保を目的として県内事業者5社と医療資材の調達に関する協定を9月7日に締結した。

**(7) 「広島コロナお知らせQR」の開始**

QRコードを活用し、新型コロナウイルス感染症の感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用した方に対して、感染者と接触した可能性のあることを知らせ、PCR検査を受けていただくようサポートする「広島コロナお知らせQR」を8月14日から開始した。

国の接触確認アプリ「COCOA」とともに、飲食店を中心に積極的に活用していただけるよう事業者、県民への更なる周知を図っていく。

**(8) 「流川積極ガード診療所」の開設**

流川地区において、診療・診察を受けることができる臨時診療所「流川積極ガード診療所」を10月12日に開設し、県民の皆様が歓楽街をより安心して楽しめる環境づくりに取り組む。

開設日時	10月12日（月）～12月末までの毎週月曜日 16時～20時 （11月第4週は11/24の火曜日）
対象者	主に流川・薬研堀地区の飲食店等で働く方で、かぜ症状や倦怠感などの有症状者

**(9) 新たな相談・受診体制の整備**

インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備え、発熱など風邪に似た症状が増えることを想定して、県民がスムーズに診療・検査を受けることができるよう、かかりつけ医や「受診・相談センター」（積極ガードダイヤル）により「診療・検査医療機関」を速やかに案内する新たな相談・受診体制を整備した。

過度な受診控えは、健康上のリスクを高める可能性があることから、県民が必要な受診やがん検診、乳幼児健診、予防接種などを継続するよう働きかける啓発を行っていく。

**(10) 医療機関、介護施設等における検査の拡充**

重症リスク者が多数いる医療機関や介護施設等において、感染者を早期に発見し、感染拡大の防止を図るため、従事者に対する定期的な検査を実施している。

医療機関については、12月から民間検査機関も活用することにより、医療機関の負担を軽減し、検査実施機関の拡充を図っていく。

介護施設等については、定期的な抗原検査を11月から呉市内の施設において先行実施しており、12月から県内全域の施設において実施していく。